

企業型DCの加入者が iDeCoに加入する場合のご留意事項をご案内します

2022年10月から、企業型確定拠出年金（企業型DC）の加入者は、原則、個人型確定拠出年金（iDeCo）に併せてご加入いただけます。

iDeCoへのご加入をご検討いただくにあたってご留意いただきたい事項を以下のとおりご案内いたします。

1. ご加入前の確認事項

■ 加入要件を確認しましょう！

要件1 企業型年金加入者掛金（マッチング拠出）を利用していない。

（勤務先がマッチング拠出を導入している場合のみ）

加入者単位で、「マッチング拠出（加入者掛金拠出）」と「iDeCo加入」のいずれかをご選択いただけます。「マッチング拠出」をご利用の場合は、iDeCoにご加入いただけません。

要件2 企業型DCの事業主掛金が以下の金額を超えていない。

- 企業型DCのみに加入の場合 : 50,000円
- 企業型DCとDB等他制度^(※)に加入の場合 : 22,500円

詳しくは、以下の「拠出限度額を確認しましょう！」をご参照ください。

企業型DCの拠出限度額と事業主掛金の差額がiDeCoに拠出できる掛金の限度額（上限あり）となります。この差額がiDeCoの最低掛金月額（5,000円）を下回る場合、iDeCoにご加入いただけません。

- その他の要件として『企業型DCの事業主掛金が毎月定額拠出となっていること』がありますが、ご加入の企業型DC制度はこの要件を満たしています。

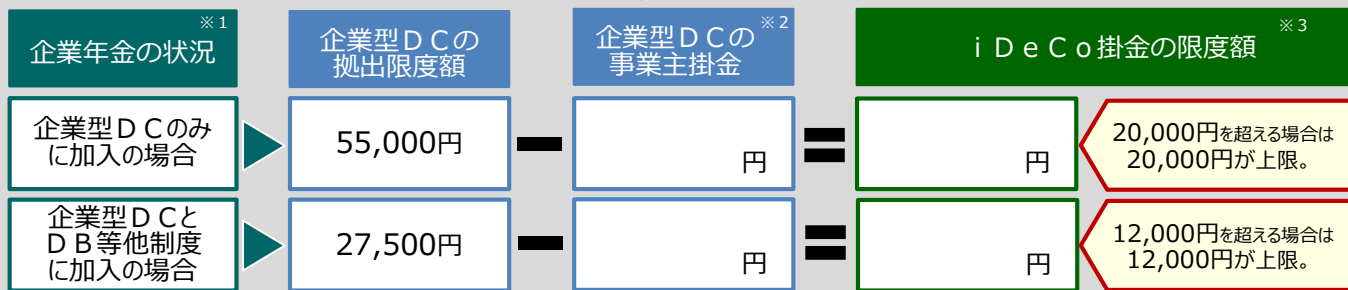
※ DB等他制度とは、確定給付企業年金(DB)、存続厚生年金基金、石炭鉱業年金基金および私立学校教職員共済をいいます。

■ 拠出限度額を確認しましょう！

iDeCoの掛金額は、拠出限度額以内で月額5,000円以上かつ1,000円単位で決めることができます。企業型DCのご加入者がiDeCoにご加入いただく場合の拠出限度額は下表のとおりとなります。

企業型DCのみにご加入の場合	企業型DCとDB等の他制度にご加入の場合
55,000円 – 企業型DCの事業主掛金 (20,000円を超える場合は20,000円が上限)	27,500円 – 企業型DCの事業主掛金 (12,000円を超える場合は12,000円が上限)

【ご参考】 iDeCo掛金の限度額の算出方法（月額）



※1 企業年金とは企業型DCおよびDB等他制度を指します。

※2 事業主掛金は、企業型DCの資産管理手数料（会社負担）の110円/税込を含んだ額を指します。

※3 算出された額が5,000円未満の場合は、iDeCoの最低掛金月額を確保できないため、iDeCoにはご加入いただけません。

ご留意事項

事業主掛金は資産管理手数料の110円/税込（事業主負担）を含んだ金額となります。例えば、掛金が50,000円の場合、資産管理手数料（110円）を加えた事業主掛金は50,110円となります。企業型DCの拠出限度額が55,000円の場合、iDeCo掛金の限度額は、55,000円 - 50,110円 = 4,890円となるため、iDeCoの最低掛金月額（5,000円）を下回ることとなり、iDeCoにはご加入いただけません。

ご自身のiDeCoの拠出限度額は、10月以降、スマートフォンやパソコンで、NRK確定拠出年金Webサービスからもご確認いただけます。

2. iDeCoのご加入手続

【iDeCoご加入の流れ】

ご自身で、加入されるiDeCoの運営管理機関(*)を選定します。

ご自身で、運営管理機関(*)から加入手続書類を取り寄せ、必要事項を記入します。

加入手続書類のうち「事業主の証明書」を勤務先に提出し、証明を依頼します。

勤務先から返却された「事業主の証明書」を含む加入手続書類一式を運営管理機関(*)に提出します。

※運営管理機関から業務の委託を受けた受付金融機関が窓口となっている場合は、当該受付金融機関となります。
iDeCoの運営管理機関(または受付金融機関)は、国民年金基金連合会のホームページ(<https://www.ideco-koushiki.jp/operations/>)でご確認いただくことができます。

ご留意事項

- iDeCoの手数料は加入者ご本人のご負担となります。
- マッチング拠出を利用(加入者掛金を拠出)されている方は、事業主にマッチング拠出の利用停止(加入者掛金の拠出停止)をお申し出いただく必要があります。

三井住友海上のiDeCo

<特長>

- ▶ 魅力的な手数料
- ▶ 系列にとられない豊富な運用商品
- ▶ 充実のサポート体制

三井住友海上のiDeCoも是非ご確認ください。

スマホ・携帯からの資料請求はこちら↓



コードが読み取れない場合は、下記のアドレスを直接入力してください。
<https://dc-401k.jp/public/seminar/view/44?bc=MSI0004400>

ご参考 「マッチング拠出」と「iDeCo」の選択について

勤務先がマッチング拠出を導入している場合のみ

マッチング拠出が導入されている場合は、加入者個人ごとに「マッチング拠出」か「iDeCo」のいずれか有利な制度をご選択いただけます。

■ 「マッチング拠出」と「iDeCo」の制度の違いについて確認しましょう！

項目	企業型DCのマッチング拠出(加入者掛金)	iDeCo
拠出方法	事業主による給与天引(事業主掛金と合わせて拠出)	本人口座からの引落(個人払込)または事業主による給与天引(事業主払込)
拠出制限	以下の要件(①、②とも)を満たすこと ①事業主掛金と加入者掛金(マッチング拠出)の合計額が企業型DCの拠出限度額を超えないこと ②加入者掛金額が事業主掛金額を超えないこと	企業型DCの拠出限度額から企業型DCの事業主掛金を差し引いた残額の範囲を超えないこと(上限あり) ※事業主掛金の引上げにより合計額が拠出限度額を超える場合は、iDeCo掛金が自動的に減額・停止される
掛金の税制措置	所得控除の対象(小規模企業共済等掛金控除)	所得控除の対象(小規模企業共済等掛金控除)
運用商品	事業主掛金と同様の商品	加入するiDeCoの商品ラインナップから選択
手数料負担	原則、事業主負担(企業型DC加入者となっている期間)	本人負担

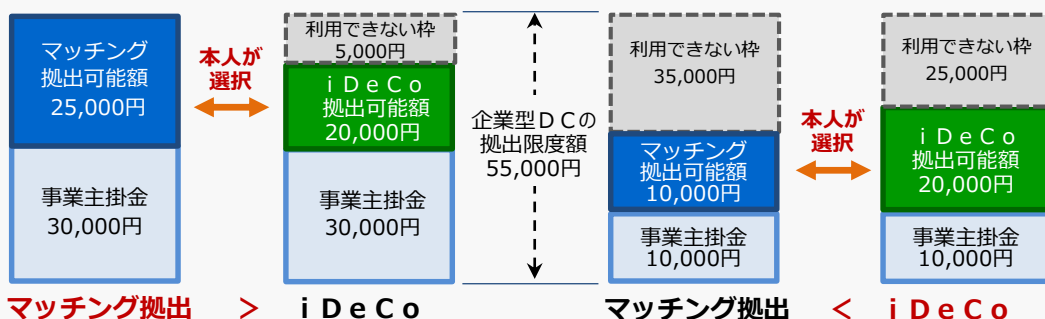
■ 「マッチング拠出」と「iDeCo」の拠出可能額について確認しましょう！

「マッチング拠出」と「iDeCo」の拠出可能額は、いずれも企業型DCの事業主掛金額によって変動します。企業型DCの事業主掛金額の違いによって、どちらの制度が有利となるか、以下の例を参考にご確認ください。

【例1】 【例2】とも企業型DCの拠出限度額が55,000円の場合

【例1】事業主掛金が30,000円の場合

【例2】事業主掛金が10,000円の場合



企業型DCの事業主掛金額がiDeCoの拠出上限額の20,000円より低い場合は、事業主掛金を超えて拠出することができないマッチング拠出よりも定額の上限額を利用できるiDeCoの方が拠出可能額が大きく(有利)になります。

<運営管理機関>

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

*この資料は、発行日現在の法令等に基づき作成しております。今後の制度や関連法令等の改正により、記載内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
*この資料は、ご利用時点での内容の正確性・確実性を保証するものではありません。
*この資料は、法律、会計、税務等に関して助言を成すものではありません。これらの事項については、弁護士、公認会計士、税理士等各専門家にご確認ください。
*この資料に係る一切の権利は当社に属し、目的の如何を問わず、この資料の一部または全部を無断で使用・複製することは固くお断りいたします。